

水田農業のあり方

平成30年6月22日

国土政策研究会

顧問 岩井國臣

はじめに

ニーチェは、当時のキリスト教団体を含むキリスト教の価値観と戦い、人間の尊厳を取り戻そうと悪戦苦闘した大哲学者であるが、東洋の神に憧れを持ちつつも、結局は神を信じなかった人である。ニーチェは、ニヒリズムに陥ると人間の尊厳はなくなるとして、ニヒリズムの何たるかを哲学的に深く考えたが、神を信じることができなかつたので、結局は発狂して狂い死にしてしまう。神は存在するのか存在しないのか？ そのことが大きな哲学の課題になっていたが、その後、ホワイトヘッドは神の存在を哲学的に明らかにした。さらに後年になって、ハイデッガーは、神の存在する（「神とのインターフェース」の多い）「故郷喪失」こそニヒリズムに陥る原因であると、哲学的思考を深めた人である。以上のことは、私の「故郷論」に書いたが、故郷は、実際の故郷のみならず、心の故郷も含めて、ただ単に懐かしいという思いを抱かせるものにとどまらず、哲学的意味を持ったものであり、絶対に守りとおしていかなければならぬものである。

そのためには、地域のやるべきことと国がやるべきことがある。

私の故郷論：<http://www.kuniomi.gr.jp/geki/iwai/hurusatoron.pdf>

地域の役割については私の「故郷論」の中で一応具体的なことを書いたが、国の役割については、「ふるさと創生」の本質をよく考えて欲しいと述べただけで、その具体的な内容を書くことができなかつた。新たな「ふるさと創生」を考える上で、林業の再生と水田農業の再生は二つの大きな柱かと思う。林業のあり方については、先般、梶山恵司の「日本林業はよみがえる」を紹介することで、日本林業のあり方について具体的な課題が明確になったかと思う。問題は農業のあり方である。

幸いにもこのたび、生源寺真一の「農業再建」（（2008年1月、岩波書店）という本「日本の農業の真実」（2011年5月、筑摩書房）という二冊の本が見つかった。梶山恵司の「日本林業はよみがえる」もそうだが、それらの名著を読まずして「故郷論」を書くなどお恥ずかしい限りである。梶山恵司の「日本林業はよみがえる」はすでに紹介したので、今回は生源寺真一の「農業再建」と「日本の農業の真実」を読みながら、彼のもっとも言いたいところを紹介したいと思う。今後、それに基づいて私の「故郷論」を加筆修正したい。

生源寺真一は、東京大学農学部教授、名古屋大学農学部教授を経て、現在は福島大学教授。これまでに日本フードシステム学会会長、日本農業経済学会会長、食料・農業・農村政策審議会会長などを歴任。多くの著書がある。

生源寺真一は、「日本の農業の真実」のなかで、『ひとことで農業政策といっても、その範囲は実に広い。しかし、日本農業最大の問題は水田農業にある』と述べている。そこで、ここでは水田農業に焦点を絞って、「農業再建」と「日本の農業の真実」を読んでいくこととしたい。日本農業のあり方は、「日本の農業の真実」でわかりやすく論ぜられている。

政治の役割および行政の役割の重要性は絶大である。国は、生源寺真一の「日本の農業の真実」にしたがって、水田農業の再生、地域再生のために全力を尽くすべきである。

再度申し上げるが、故郷は、実際の故郷のみならず、心の故郷も含めて、ただ単に懐かしいという思いを抱かせるものにとどまらず、哲学的意味を持ったものであり、絶対に守りとおしていかなければならぬものなのである。

水田農業のあり方

目次

はじめに

第1章 誰が支える日本の農業

第1節 昭和一桁世代に依存する水田農業

第2節 水田農業の近未来

第2章 水田農業の活路を探る

第1節 農地の規模拡大について

第2節 新たな共助・共存の仕組み

第3節 農業経営の厚みを増す

おわりに

第1章 誰が支える日本の農業

第1節 昭和一桁世代に依存する水田農業

2000年の農業センサスによれば、日本には13万5163の農業集落があり、このうち水田集落は8万86を数える。統計上の水田集落とは、農地に占める水田の割合が70%を超える集落を指す。そして同じ農業センサスによると、半分の水田集落には主業農家が一戸も存在しない。正確にいうと50・4%にあたる4万342集落には主業農家がない。農家らしい農家が一戸もない集落が半数を超えるのである。これが水田農業の実態である。高齢化が著しく進んだ山間部の集落だけでない。耕作の条件に恵まれた平地農業地域の水田集落でさえも、その45%には主業農家が存在しないのである。

それでも日本中の水田が荒れ果てているというわけではない。一部には耕作放棄地の拡大が憂慮されている。また、少なくとも現在までのところ大半の水田で耕作が維持されている。これを支えているのは、ひとつには地域で広い面積の耕作を引き受けている農家や法人の存在である。残念ながら、いまのところ少数であり、そのシェアはそれほど大きくはない。2000年の時点で農林水産省が推計した結果によれば、米の生産額に占める主業農家のシェアは36%に過ぎない。この推計からは販売金額の小さい自給的農家が除かれているから、これでもいくぶん過大に見積もられていると言って良い。ちなみに同じ推計によると、生乳生産に占める主業農家のシェアは96%、野菜生産に占める主業農家のシェアは85%であった。

水田農業を支えているもう一つの要素、それは昭和一桁世代の頑張りである。農村を訪ねてみると、稲作作業に、あるいは水田に不可欠な用水路の維持保全の仕事に従事している元気な高齢者の姿を見かけることが多い。昭和一桁世代は、農業従事者の層が非常に厚いことで知られている。

仮に10代後半で職業に就いたとすると、世代が農業に従事しはじめたのは、終戦前後から高度経済成長期のスタートのころまでということになる。多くは専業農家であった生家の農業を継ぐかたちで就農したに違いない。けれども、経済成長とともに専業農家は兼業農家に移行し、第一種兼業農家は第二種兼業農家に移行するという大きな流れが形成された。この流れのなかで昭和一桁世代の農業者も、農業のウエイトを減らしたかもしれない。あるいは、自分自身は引き続き農業中心の生活を送っていても、子供の世代が恒常的な勤め先に通うことで、家としての農業のウエイトは低下したかもしれない。しかしながら、この世代の半世紀以上にわたる農業経験の厚みは本物である。それが今日の水田農業を支える力となっている。

今後長期にわたってこの世代に水田農業を支えてもらうことはできない。むしろ、健康な生活を送っていただくうえで農作業に勤しんでもらうのは、大変よいことに違いない。けれども、長く地域農業の中心に位置し続けることはできない。

世代は移り変わっていく。水田農業にとって深刻な問題は、昭和一桁世代に続く農業者が急速に先細り状態となることである。

内発的な変化に乏しいところから、かえってある種の安定状態にあるかに見える兼業農家は、これを支えてきた昭和一桁世代の大量のリタイアによって、持続するポテンシャルを急速に失いつつある。現状の農業構造の固定化は、水田農業の衰退を放置することとほとんど同じである。

何としても後継者世代の育成を図らなければならない。後継者世代の先細り状態は、高度成長期以降の若者の就業選択の帰結であって、この事態を短期日のうちに解消することは難しいことではあるが、集落営農に希望をもちたい。

集落を基礎とした営農組織は、通常、集落営農と呼ばれている。一定の条件を付してではあるが、集落営農を対象とすることで、小規模な兼業農家もその一員というかたちで、国の政策の傘下に入ることが可能となった。水田農家の高齢化が著しい状況のもとで、何としても後継者世代の育成を図らなければならないのだが、集落営農には担い手のインキュベータ（孵卵器）としても機能を期待できるはずなのである。

第2節 水田農業の近未来

作付け面積で1ヘクタール未満の農家が102万戸。1ヘクタールは1万平方メートル。一辺が100メートルの正方形の面積である。けっこう広いと思われる読者もおられることであろう。けれども、土地利用型農業の場合、1ヘクタールの規模で職業として農業を営み、家計を支えていくことは不可能である。戦後しばらくの時代、つまり日本社会の所得水準が現在よりはるかに低位にあった時代には、1ヘクタールの水田農業でも職業として成り立っていた。というよりも、1ヘクタールの農業が標準的な規模であった。1950年に終結した農地改革で生まれた戦後自作農の平均規模が1ヘクタール弱だったのである。

それから60年。高度経済成長がスタートした1955年を起点として、半世紀後の2005年の一人当たりの実質所得は7・7倍に上昇した。半世紀のあいだに、この国の人々は8倍の物やサービスを生産し、8倍の物やサービスを消費するようになったわけである。農業の経営規模拡大も急速に進んだ。ただし、それは畜産や施設園芸に代表される集約型農業と北海道の鳥利用型農業のことであって、都府県の水田農業の規模に目立った変化はなかった。規模を拡大した水田農家も存在するが、その割合はごくわずかにとどまっている。

1ヘクタールに満たない規模の水田農家を経済的に支えてきたのは、農業以外の仕事による所得である。また、時がたつにつれて年金による所得の割合も上昇している。高齢化が進んでいるからである。農業以外の仕事にも従事している農家を兼業農家と呼ぶ。戦後の都府県の水田地帯の農家の多くは、兼業農家として生計を立てる道を選んだわけである。経済成長とともに農村部にも雇用機会が広がったことも、兼業農家を支えた社会条件として見逃せない。

さらに、1960年代後半に登場した田植機の普及によって、小さな兼業農家でも使いこなせる小型の機械化体系が整えられたことも大きい。

もうひとつ付け加えるならば、世帯内で消費されるコメや親類などに贈与されるコメの割合が高い点も小規模稲作の継続を促す要員として作用したはずである。（注：コメを販売しないいわゆる自給的農家は、昔はなかったのだが、1990年ごろに突如としておら割れ、以後、90万戸近くで推移している。）

こうしたいくつかの条件のもとで、都府県の水田農家の多くはさしあたり小規模な稲作を継続する選択を行なったわけである。安定兼業農家というライフスタイルは、戦後の経済成長に対する農家の合理的な適応行動の結果にほかならない。

水田地帯の兼業農家は安定的な存在であった。息子や娘の世代が恒常的な勤務先で仕事に従事し、親の世代が家の農業をまもるかたちである。とくに昭和一桁生まれの層の厚さは日本農業のひとつの特色であった。ところが息子や娘の世代になると、農業への関与は著しく弱くなる。昭和一桁世代の引退は、ハウスで稲を準備し、田んぼの稲の管理を担当していた人材のリタイアを意味する。多くの場合、兼業農家を引き継ぐのは、田植機はかる

うじて操作できるものの、機械の故障や稲の病気にはお手上げの団塊世代以降の世帯員である。このような状況のもとで、農家の数自体も急速に減少しつつある。裏返せば、農地を貸し出す農家が増加している。このトレンドは今後ますます強まるに違いない。問題は、この農地を引き受ける側の農家の動きが全体として弱いことである。

ところで、マスコミではよく大規模農業、あるいは大規模経営という表現が使われる。水田農業の場合であれば、10ヘクタールの規模があれば、ほぼ例外なく大規模と形容される。平均規模を大幅に上回っているからである。けれども、農業所得の水準という点では、10ヘクタールの水田農業は農業以外の勤労者と到底肩を並べることはできない。したがって、10ヘクタール程度の水田農家を大規模農家と呼ぶべきではない。大規模農家というわけではないが、そのレベルの規模の農業経営に対して、それを標準的な農業と呼べる状態を作り出すことこそが求められているのは間違いない。

しかしながら、少なくとも数集落に一戸は専業・準専業の農家（20ヘクタール、30ヘクタールの規模の水田農家）が活躍し、その周囲には10ヘクタールないしはそれより小規模の兼業農家や高齢者農家などがそれぞれのパワーに相応しい農業を営むかたち。これが近未来の水田農業の基本的なビジョンだと思う。筆者は、日本の社会にとって農村のコミュニティを引き継ぐことが大切だと考えており、広い農村にぽつんぽつんと大規模経営が散在するビジョンには賛成できない。

第2章 水田農業の活路を探る

日本農業のうち、畜産や施設園芸などの集約型農業は健闘している。対照的に土地利用型農業の衰退には歯止めがかかっていない。特に高齢化の進んでいる水田農業のゆくえが気がかりである。そこで水田農業の活路を具体的に探ってみたい。

第1節 農地の規模拡大について

小規模な水田農業は日本だけのことではない。モンスーンアジアの農業規模は概して零細である。歴史的には、収穫が安定的で栄養バランスにも優れたコメの人口扶養力の高さに支えられて、人口稠密な農耕社会が形成された。人間を養うのに大きな面積を必要としなかったのである。零細な農業には、水田とコメに象徴されるモンスーンアジアの風土と歴史が刻み込まれている。

しかしながら、現代の日本は途上国段階の農耕社会ではない。経済発展が目覚ましく、高所得の魅力ある職業は数多くある。したがって、まず所得の面でそれなりのものが得られないようでは、水田農業の後継者は育たない。水田農業も他産業なみの所得を得ることが必要である。しかし、農地面積の規模拡大なしに他産業なみの所得をうることは難しい。だから、水田農業における面積の拡大が必要なのである。

戦後の土地利用型農業の技術革新には目を見張るものがある。機械化の進展である。稲作であれば、田植機の発明であり、収穫用のコンバインの普及である。1960年ごろの稲作には10アールあたり年間150時間もの労働が投入されていたが、現在は27時間にすぎない。10ヘクタール程度の経営になると、15時間まで削減されている。労働生産性に劇的な変化が生じているのである。言い換えれば、家族で耕作可能な面積が飛躍的にアップした。このような技術革新があったからこそ、少数ながらとはいえ、10ヘクタール、20ヘクタールの家族経営が成立しているのである。

第1章で確認した通り、高齢化の進展とともに貸し出し希望の農地が増加することは間違いない。水田農業の規模拡大には好適な環境が出現していると言ってよい。では、その好適な環境を活かすために必要なことは何か？

それは農地制度を利用優位という理念に沿って適格に運用することである。土地利用型農業の規模拡大の一番の難しさは、まとまった農地の確保にあると言ってよい。新たに確保する農地がすでに耕作している農地から遠く離れていては使いものにならない。農地制度は、農地がまとまったかたちで担い手に集積されるように機能しなければならない。

農地法の理念はよい。しかし、理念のもとにある法律や制度の枠組みに改善の余地がないわけではない。農地の貸借・売買の領域に限定すると、最大の問題は法制度が複線化した状態になっていることである。もともと農地法一本であった農地の権利移転の制度的なルールには、農地法の改正や新たな法律の施行などの経緯を経て、現在では農業経営基盤強化促進法による権利移転、同法のもとで農地保有合理化事業によって仲介される権利移転が加わっている。大きく三つのルートからなっているわけである。そして、それぞれのルートの運用は別々の組織に支えられている。もともと農地法のルートは農業委員会である。委員の大半は選挙で選ばれた農家の代表である。農業経営基盤強化促進法による権利移転は市町村、農地保有合理化事業h農地保有合理化法人である。農地保有合理化法人は農地の一時保有機能を持つことで、貸し手（売り手）と借り手（買い手）の仲介を行う機関であり、都道府県レベルに設置することができる。

このようなややこしいことになっているので、複線化した組織の機能をひとつの傘のもとに統合すべきである。ワンフローアー化である。

農地制度の運用上の問題点として、第三者によるチェック機能を欠いていることも指摘しておきたい。こんなケースがある。5年間の利用権を設定して農地を耕作していたところ、3年を終えるところで相手の所有者から解約を求められた。借りていた農家はやむなく解約に応じたという。なぜならば、かりに解約に応じないとすれば、そのことが知れ渡り、返さない借り手だとの悪評で次の借地が難しくなるのではないかと考えたからである。このエピソードは、農村の現場で必ずしも利用優位の理念が徹底されていないことを物語っているが、途中で解約を要求すること自体が理不尽な行為であることは言うまでもない。こうした事態について、農地制度お運用する組織自体が毅然とした姿勢を取る必要がある。そのためにも第三者機関によって、制度の運用の適否についてチェックが行われるべきである。

第2節 新たな共助・共存の仕組み

ひとくちに農村社会と言っても、いくつかの顔を持っている。

なによりも農村社会は農業や林業や関連する産業が営まれる空間であり、同時に多くの人々が暮らす生活のための居住空間でもある。多くの人々と述べたが、農村住民の職業は多彩である。

日本の農村は外からさまざまな人々が訪れる空間でもある。盆や正月には村の出身者やその家族が帰省する。一年を通じて旅行客も訪れる。現代の日本の農村では、農家民宿に滞在する機会や、体験型ツアーを楽しむ機会も増えている。これらを合わせてグリーンツーリズムと呼ぶこともある。日本の農村は人々がアクセスし、リフレッシュするための空間でもある。

このように農村社会はいくつかの顔を持っているが、以下では、農村コミュニティの生産の領域に話題を絞ることにしよう。なんと言っても、生産の領域が農村のコミュニティ形成の基軸であり、農村空間のありようを深いところで規定しているからである。

日本の土地利用型農業、とくに水田農業は二つの層から成り立っている。二つの層のうち農業に固有の要素は基層である。上層が市場経済にしっかり組み込まれているのに対して、基層の機能は、農業水利施設や維持管理活動に典型的なように、コミュニティの共同行動によって支えられている。ここに農村の良さがある。身の回りの環境や施設は自分たちの手で保全し、自分たちのルールのもとで利用する。これが農村の伝統である。

戦後の経済成長の過程で農家の兼業化が進む一方で、少数ながら農業経営の規模拡大をはかる農家が出現した。野菜や果樹や畜産などの成長部門に活路を見出した農家も少なくない。かくして農業の規模と品目の幅が広がった。農業を中止した場合も、多くは地域に住み続けている。つまり元農家である。逆に、退職を機に農業に精を出すことになった定年帰農組もいる。近年は、外部から転居して、農業を始めるケースも見られるようになった。Iターンである。というわけで、現代の農村のコミュニティは著しくヘテロ化（異質なものの状態に変化）している。等質的なメンバーで構成された農村社会は過去のものとなった。コミュニティの共同活動との関わりで言うならば、メンバーがヘテロ化した状態とは、貢献と受益の関係がじめのものではなくなった状態と表現できる。それでも地域社会のさまざまな分野の共同行動は必要であり、さまざまなかたちで助け合いを欠くこともできない。つまり、現代の、そしてこれからの農村には、新たな共助・共存の仕組みが必要とされているのである。この点で筆者は、農村の現場の知恵として、従来とはひと味違う関係が生み出されていることに注目したいと思う。

現代でも多くの農村に共通しているのは、用水路や農道などの維持管理については、メンバーの等しい貢献が求められるスタイルである。このかたちのもとでは、小規模な農家や元農家にしてみれば、貢献の度合いに比べて小さな受益ということになる。逆に、広い面積を耕作する専業農家からみれば、地域の多くのメンバーの貢献によって生産基盤が支えられているわけである。けれども、専業農家は専業農家で、大型機械による作業を請け負うなど、小規模農家を支える機能を果たしている。不整形で作業効率の悪い農地も、集落の納期あへの依頼であれば多少無理してでも引き受ける。これもよく聞く話である。技術面では、環境保全型農業の取り組みで専業農家や法人経営が一步も二歩も先を歩んでいることが統計上にも確かめられている。小規模農家にとっては身近にお手本が存在するわけである。同じ農業技術の面でも、園児や児童・生徒の体験学習の現場では、ベテランの高齢農家が活躍しているケースが少なくない。

まだいろいろな関係がある。生活面を含めれば、共助・共存のネットワークの種類は実に多彩である。それぞれのメンバーが、それぞれのポジションに応じてコミュニティの活動に参画し、同時にコミュニティの機能に支えられる関係である。以前の等質社会の共助・共存の仕組みよりも複雑になったと言えるかもしれない。加えて、かつての共同行動には、暗黙の合意の元で、あるいは決まりごととしての強制力によって遂行されていた面が強かったのに対して貢献と受益のバランスが自明のものとは言えない新たな共同の仕組みについては、メンバーが納得の上で参画する傾向が強まることであろう。そうしたなかで、集落のメンバー間の意識的なコミュニケーションの機会が従来にもまして大切になるに違いない。

苦戦組の代表であった水田農業にも、新しい姿へと発展する道筋がないわけではない。その道筋とは、基層のコミュニティに新たな共助・共存の仕組みが形成されることであり、上の層には専業・準専業の農家や法人経営に牽引される農業生産が定着するかたちである。

モンスーンアジアにおいて、どうやら先頭のランナーの役割を終えつつある日本。そんな日本にも胸を張って外の世界に発信できるモデルは少なくないはずである。農業についても然りである。今後のモンスーンアジアにおいて生業的な零細農業は激しく変容を迫られ流に違いない。そんな近未来を展望するならば、装いを新たにしつつある日本の二層の農業構造は、アジアの農業・農村のありようにひとつのモデルを提供するに違いない。また、そのような役割を自認することは、農業・農村みずからが好ましいかたちで成熟を遂げていくよすがにもなるであろう。

第3節 農業経営の厚みを増す

専業・準専業の農家や農人経営、農政用語でいう担い手が地域の農業を牽引する。水田農業であれば、少なくとも数集落に一組の担い手が活躍している。そんな農業の構造を形成するためには、経営の形態はどうであれ、職業として農業を本気で取り組んでいる農業者を支援することが何よりも大切である。卵やヒナの段階から担い手を育て上げるための仕組みである。いわば国の「明日の担い手政策」である。

農業者としてのキャリアパスの初期段階において、技術的なトレーニングや生活資金の援助など、それぞれのステージにふさわしい支援策をデザインすることがあってよい。担い手のヒナを受け入れる法人経営や集落営農のバックアップも考えれる。

自立直後の農業者に対するサポートとしては、確かな商職業能力と経営計画を前提に経済的な支援を講じているフランスの例なども参考になる。（註：生源寺真一がこの文章を書いたその年の予算要求で青年就業給付金が要求された。<https://www.nca.or.jp/shinbun/about.php?aid=3249>）

持続的な日本農業を再生するためには、切れ目のない参入が不可欠である。専業農家の子供が農業を注ぐとは限らない。親の代は小規模な兼業農家であった世帯から地域の農業を支える人材が輩出することも考えられる。幼いころから作物や動物に接した経験が農業への本格的な取り組みを後押しすることもかるからだ。

しかし、私は、農業とは縁の薄い非農家からの新規参入が増えることを期待したい。この場合、重要なのは法人型の農業経営がいわば参入者のインキュベータ（孵卵器）として機能していることである。事実、2007年から2009年までの3年間、法人経営などに雇用されて就農した人材は、年平均7700人強に達している。しかも、その6割以上が30代までの若者である。

筆者の提唱する「明日の担い手政策」には、地域の農業の牽引車となる意欲を持った人材であれば、政策的な支援が誰に対しても開かれている状態を作り出すという意味合いもある。つまり、「明日の担い手政策」と一人前の農業者を支援する本格的な担い手政策が連続したパッケージとして用意されていることで、担い手政策はすべての人々が手を挙げることのできるサポートの仕組みとなるわけである。

以上の構想は、しかし、農業に若者や働き盛りの人材を引き付ける力があることが大前提である。関心を寄せる人がいなければ、「明日の担い手政策」も威力を発揮することはできない。ここでも問題は土地利用型農業、なかでも高齢化の著しい水田農業である。もち

ろん、施設園芸や果樹や畜産のような分野にも経営の巧拙はあり、それが人材の吸引力に違いをもたらしていることも事実である。しかし、この点はここでは触れない。ここでは水田農業を中心とする土地利用型農業に焦点を絞ることとしたい。

人材を引き付けるために大切な点を筆者なりに表現するならば、「経営の厚みを増す」ことである。もちろん、土地利用型農業であるから、職業としての農業経営にある程度の面積は必要である。水田農業の家族経営であれば、10ヘクタール、20ヘクタールといった規模が標準的で当たり前の存在となることに、農業政策のターゲットを置くことを推奨したい。

しかしながら他方で、普通の米や麦や大豆を生産し、そのまま農協に出荷して完結する農業経営のパターンから脱却することも重要である。

農業経営の厚みを増す戦略のひとつは、土地利用型農業の生産物自体の付加価値をめることである。例えば、環境に配慮した減肥料・減農薬の生産物を提供する。有機農業も付加価値をアップする取り組みとして有効であろう。これら環境保全型農業のポイントのひとつは、的確な情報発信を伴っているということである。情報発信の手段はいろいろある。表示による伝達もあれば、インターネットを利用する発信もある。あるいは、例えば生協の産直は産地との交流をひとつの条件にしているが、交流の場におけるコミュニケーションによって生産プロセスの工夫を伝えることもできる。このような多彩な情報発信の取り組みはそれ自体として若い人材を引きつける要素であり、かつ、若者が得意とするジャンルの仕事である。

経営の厚みを増す第2の戦略は、土地利用型農業と集約型農業を組み合わせることである。ある程度の規模の稲作であっても、田植えと稲刈りの超繁忙期を除くと、作業の負担はそれほど重いわけではない。繁閑の差が大きいのが土地利用型農業の特徴なのである。そこに果樹生産や施設園芸を取り込む複合化の余地が生まれる。きのこの施設栽培というケースもある。どんな品目をどの程度の規模で組み合わせるかは地域によって一概には言えないが、この意味で経営の増している実践例はかず多く存在する。土地利用型農業と畜産の組み合わせもある。数こそ少なくなつたが、酪農生産と水田農業の複合経営も、水田酪農の名前でよく知られている。

そして経営の厚みを増す第3の戦略が、農業の川下に位置する食品産業の分野に多角化することである。食品産業は加工・流通・外食の三つのジャンルからなっている。水田農業であれば、餅や味噌や団子などがオーソドックスな加工品であり、このほか郷土色豊かな製品を自前の売店で販売する法人経営も少なくない流通・外食と言っても、大仰な取り組みである必要はない。例えば、インターネットによる顧客の注文に応える直売方式も流通業の一翼を担っているわけであり、農村女性が生き生きと活躍する農家レストランは外食産業の一形態なのである。

川下の食品産業への多角化を取り上げたが、観光や体験・横流などのビジネスに取り組むこともあってよい。

おわりに

生源寺真一は、「日本の農業の真実」のなかで、『ひとことで農業政策といっても、その範囲は実に広い。しかし、日本農業最大の問題は水田農業にある』と述べている。そこで、水田農業に焦点を絞って、「農業再建」と「日本の農業の真実」を読んだ。そして、危機的状況にある水田農業にも大いなる希望があることを私なりに理解した。

しかし、水田農業を生源寺真一の描く姿にまで持っていくには、やはりいくつかの課題があるように思われる。

例えば・・・、生源寺真一は、『農業経営の厚みを増す戦略のひとつは、土地利用型農業の生産物自体の付加価値をめることである。例えば、環境に配慮した減肥料・減農薬の生産物を提供する。有機農業も付加価値をアップする取り組みとして有効であろう。これら環境保全型農業のポイントのひとつは、的確な情報発信を伴っているということである。情報発信の手段はいろいろある。表示による伝達もあれば、インターネットを利用する発信もある。あるいは、例えば生協の産直は産地との交流をひとつの条件にしているが、交流の場におけるコミュニケーションによって生産プロセスの工夫を伝えることもできる。このような多彩な情報発信の取り組みはそれ自体として若い人材を引きつける要素であり、かつ、若者が得意とするジャンルの仕事である。』・・・と言っているが、

そのような農家の取り組みだけに頼っていては、実効がなかなか上がらないのではないか。そこで私が思うには、国直営の研修制度を作って、全国あちこちで行われている魅了的な先進事例を若い担い手に学ばせるといようなことができないか。

生源寺真一の提案には、個々の農家や農村集落の自主的な取り組みが多いが、それを支援する国の政策が必要かと思われる。

支援ではなく、国自らの問題もある。例えば、農地法に関連して、生源寺真一は次のように言っている。すなわち、

『農地法の理念はよい。しかし、理念のもとにある法律や制度の枠組みに改善の余地がないわけではない。農地の貸借・売買の領域に限定すると、最大の問題は法制度が複雑化した状態になっていることである。もともと農地法一本であった農地の権利移転の制度的なルールには、農地法の改正や新たな法律の施行などの経緯を経て、現在では農業経営基盤強化促進法による権利移転、同法のもとで農地保有合理化事業によって仲介される権利移転が加わっている。大きく三つのルートからなっているわけである。そして、それぞれのルートの運用は別々の組織に支えられている。もともと農地法のルートは農業委員会であ

る。委員の大半は選挙で選ばれた農家の代表である。農業経営基盤強化促進法による権利移転は市町村、農地保有合理化事業h農地保有合理化法人である。農地保有合理化法人は農地の一時保有機能を持つことで、貸し手（売り手）と借り手（買い手）の仲介を行う機関であり、都道府県レベルに設置することができる。

このようなややこしいことになっているので、複線化した組織の機能をひとつの傘のもとに統合すべきである。ワンフロアー化である。』・・・と。

以上のように、国が農家なり農村集落なりに支援するものと国自らが取り組むものがあるのではないか。

政治の役割および行政の役割の重要性は絶大である。国は、生源寺真一の「日本の農業の真実」を奥深いところから理解の上、水田農業の再生、地域再生のために全力を尽くしてほしい。

「はじめに」にも申し上げたが、『おわりに』再度申し上げる。故郷は、実際の故郷のみならず、心の故郷も含めて、ただ単に懐かしいという思いを抱かせるものにとどまらず、哲学的意味を持ったものであり、絶対に守りとおしていかなければならぬものなのである。